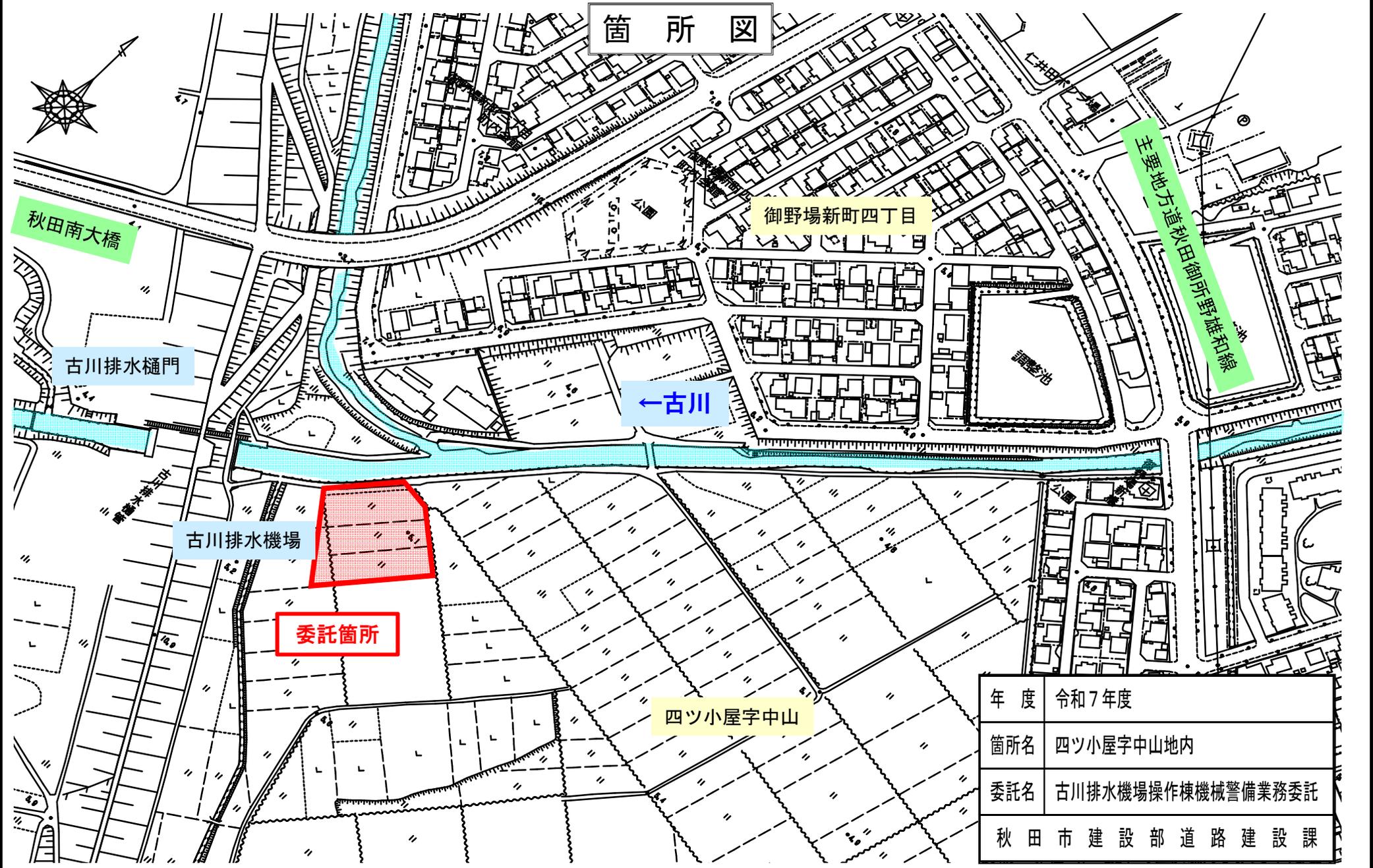


設 計 書

工 種	道 建	担 当 課 長		主 席 主 査		担 当		設計担当者 道路建設課 内線()
委託番号	第 5 号							
年 度	令和 7 年度						作成年月日	令和 8 年 3 月 4 日
委 託 名	古川排水機場操作棟機械警備業務委託						業 務 概 要	
							警備機器設置 一式	
委 託 場 所	秋田市四ツ小屋字中山地内						機械警備 12カ月	
設 計 金 額								
財 源 区 分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]							
履 行 期 限	令和 8 年 4 月 1 日 から							
	令和 9 年 3 月 31 日 まで							

箇所図



年度	令和7年度
箇所名	四ツ小屋字中山地内
委託名	古川排水機場操作棟機械警備業務委託
秋田市建設部道路建設課	

仕 様 書

1 委託名

古川排水機場操作棟機械警備業務委託

2 委託場所

秋田市四ツ小屋字中山地内

3 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 警備対象

古川排水機場操作棟

5 目的

本業務は、古川排水機場操作棟の機械警備を行い、建物への不法侵入による盗難の異常状態を早期に感知し、排水機場の機能を正常に維持することを目的とする。

6 業務内容

(1) 機器設置

警備時、侵入者に対して作動し、感知する機器を設置すること。なお、職員等が利用する場合は、警備を解除できるようにすること。

【設置機器】

・ 空間センサー（立体型）	3 箇所
・ 開閉センサー	5 箇所
・ 非接触カードリーダー	1 箇所
・ 上記機器の作動に必要な機器	1 式

(2) 機械警備

機械による警備を行い、異常発生時は速やかに人員を派遣し、対応すること。

(3) 連絡

異常発生時は、関係各所（委託先、警察等）に連絡し、対応すること。

(4) 機器設置までの警備

受注者は、受注後速やかに機器を設置するものとし、機器設置までの期間、人員により定期的に巡回警備すること。

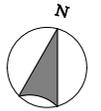
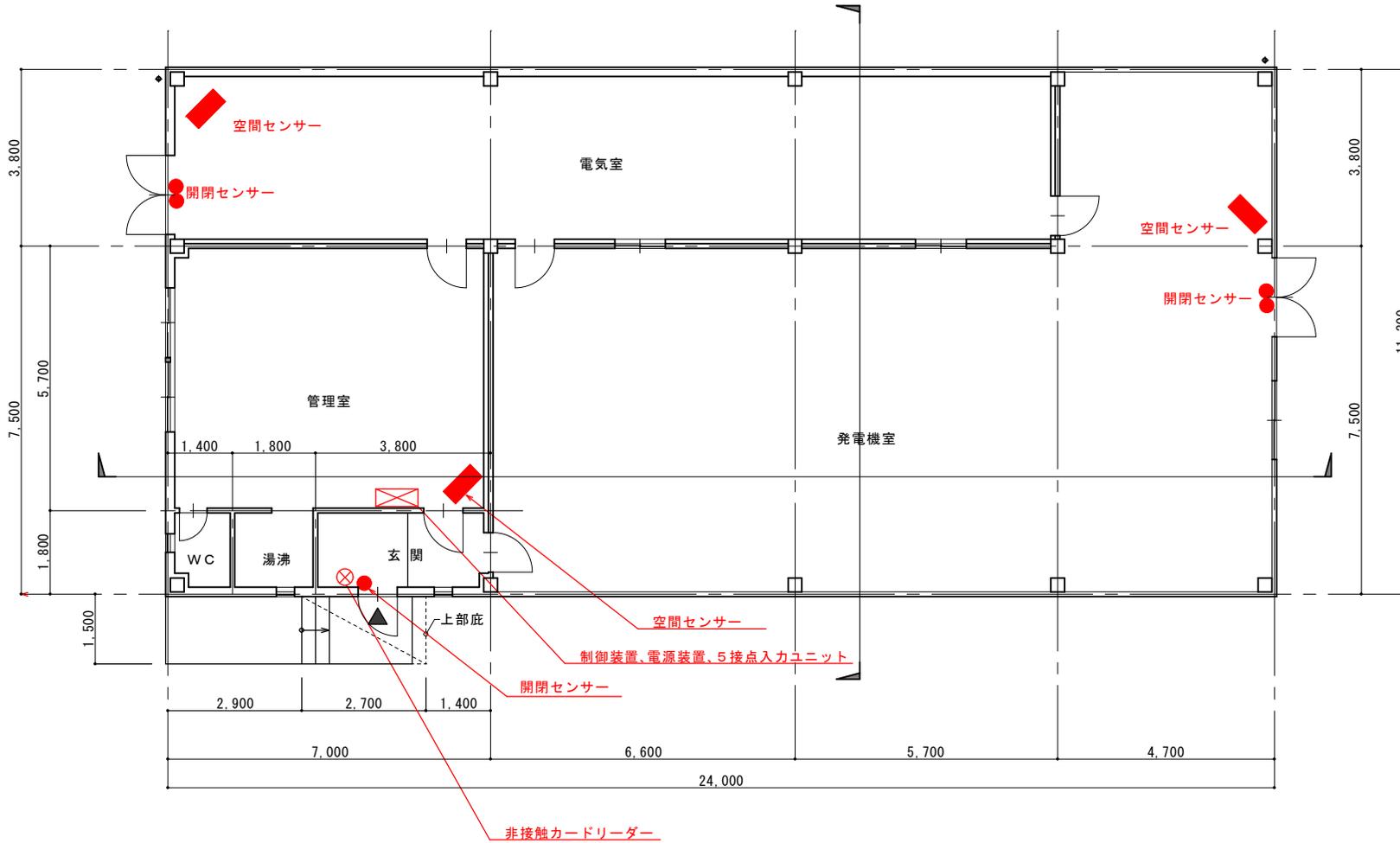
7 報告等

- (1) 毎月の業務終了後、報告書（警備状況等）を翌月の7日までに委託者に提出すること。ただし、3月分については3月31日までに提出すること。
- (2) 業務完了報告書は、年度内の業務完了後に提出すること。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、事故等に十分注意すること。
- (2) 巡回中、施設の破損や異常箇所等を発見した場合は、委託者に連絡するとともに、速やかに安全を確保し、適切な処置を講じること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議すること。

(参考) 警備機器設置図



1 階平面図

令和 8 年度	委託 番号	通称番号
路線名 河川名	普通河川古川	
場所名	秋田市四ツ小屋平中山地内	
業務名	古川排水機場操作棟機械警備業務委託	
(参考図) 警備機器設置図	縮尺	任意
照査	設計	図面 番号
秋 田 市		